



## 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

### ★慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る調剤等に関する留意点について

◇ 原則、長期投与によって受診間隔を空けるよう努め、感染源と接する機会を減らす。

«しかし、慢性疾患等の医薬品が必要になった場合»

◇ 以下の取り扱いが可能となりましたが、まずは かかりつけの医師や薬剤師・薬局 に対応可能か否か ご相談・ご確認くださるようお願いします。

#### ■ 医療機関（診察・処方）の対応

- 患者が、複数回以上受診しているかかりつけ医師に電話で相談する。
- 医師の判断により、医師が電話・情報通信機器で診察を実施。
- 患者の同意のもと、医師の判断により医薬品(これまで処方されていた慢性疾患治療薬等)の処方箋を FAX 等で患者が希望する薬局に送信。
- 患者が希望する場合には、医師の判断により患者自身が処方箋を FAX 等で希望する薬局に送信することにしてもよい。  
※いずれの場合も、医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に処方箋を送付するか、患者が受診した際に手渡し、薬局に持参させること。

#### ■ 薬局（調剤）の対応

- 薬局は、その処方箋情報に基づき調剤を行なう。  
※患者からのFAXで処方箋情報を受けた場合には、処方元の医療機関に内容を確認すること。
- 薬局は、患者と相談の上、薬品の品質保持や、確実な授受ができる方法(宅配便等)で渡し、服薬指導は電話や情報通信機器で行なうことができる。
- 薬局は、調剤後も必要に応じ電話や情報通信機器で服薬指導を実施すること。